

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止になる場合があります。

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央 3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター
☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
一般相談 (どんな相談でも)		
ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)	毎週月～金曜	8:30～17:00
自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	
◇不動産相談	毎月第3水曜	
障害児者相談	毎月第3木曜	10:00～15:00
保険・年金相談	毎月第4水曜	
女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	10:00～16:00

専門相談については予約制。電話による相談も可。

◇偶数月は司法書士が応相談。

*法律相談は、月初めから受付。
無料での相談は一人1回です。

障害者虐待防止相談

場所 ふくしの駅（中央 3-13-5）

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター
☎ 24-6007

人権相談

- ・みんなの人権 110 番 ☎ 0570-003-110
 - ・子どもの人権 110 番 ☎ 0120-007-110
 - ・女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810
- 受付時間 平日 8時30分～17時15分

高齢者総合相談

曜日	時間・場所
月～金	8:30～17:00 (ふくしの駅)

※上記以外は転送電話にて対応します。

※介護家族相談会は新型コロナウイルス感染症
拡大防止のため今月は中止となりました。

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま（中央 2-4-3）

※11/21（日）は休館

問い合わせ いのちのホットライン竹原
☎ 22-9102

出張年金相談

日時 毎月第2水曜日 10時～15時30分

場所 人権センター1階会議室

※相談は予約制です。

※前々日の正午までに要申し込み。

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時

場所 県庁農林庁舎1階（広島市中区基町10番52号）

問い合わせ 広島県生活センター ☎ 082-223-8811

行政相談 国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 入駒 智子（忠海東町）☎ 26-0235

北嵐 浩（塩町）☎ 24-6760

「火災保険を使い住宅を修理する」と誘う業者にご注意！

〈相談内容〉

「自宅の壊れた箇所を保険で修理します。」と電話があった。説明に来てもらうと、契約内容は保険金申請をサポートするサービスで、契約書には、保険金が支払われた場合にその30%を手数料として業者に支払うと書かれていた。業者は、壊れている雨どいの修理を災害による破損として保険会社に申請できるという。

しかし、後日、保険会社に尋ねると保険金は支払われないとわかった。どういうことか。

【火災保険申請サポート業者によるトラブルが増えています】

このような保険金申請サポート業者による勧誘トラブルが増えています。

サポート契約そのものは違法ではありませんが、「ウソの理由で請求を勧める」、「解約する場

合も高額な違約金が必要」といった相談が寄せられています。例えば、老朽化による住宅の損傷は、自然災害によるものではないため保険金の支払い対象とはなりません。

【保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です】

契約にあたり、まずは火災保険の書類を確認し、わからないことは加入保険会社へたずねてみましょう。保険金が支払われるかどうかは個々の契約内容によります。勧誘されてもすぐに契約しないようにしましょう。なお、訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合には、一定期間内であればクーリング・オフできる場合があります。

おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相談室（☎ 22-6965）にご相談ください。

障害のある人を対象とした 相談窓口のお知らせ

問い合わせ

健康福祉課障害福祉係 ☎ 22-7743

○障害のある人の相談窓口

市内の相談支援事業所では、必要な情報の提供や専門機関の紹介、福祉サービス申請や利用のためのお手伝いなどを行っています。

種別（主なもの）	事業所名	住所	電話番号
身体障害分野	竹原地域障害者生活支援センター聖恵	忠海中町三丁目16-1	23-2450
知的障害分野	地域支援センターまいらいふ	竹原町3567-1	24-6556
精神障害分野	地域生活支援センター365	下野町2402-1	22-7655

※身近な相談員にもお気軽にご相談ください。任期は、令和2年度～令和3年度の2年間です。

種別	氏名	住所	電話番号
身体障害者相談員	辻 勝實	東野町	29-1855
	向井 由美	竹原町	22-8076 (FAX 兼)
知的障害者相談員	山中 ゆかり	下野町	22-5323 (FAX 兼)

12月3日（金）～9日（木）は障害者週間です。

障害のある人もない人も
安心して暮らせる竹原市に



ご存じですか「障害者差別解消法」

問い合わせ

健康福祉課障害福祉係 ☎ 22-7743

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、国や市町村などの行政機関、会社、お店などの民間事業者に、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」をしないことや「合理的な配慮の提供」をすることが定められています。

障害を理由とする差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる「共生社会」の実現を目指しています。

不当な差別的取扱いとは

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、障害のない人と異なる対応をすることです。

【例】・「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと

・「障害がある」という理由だけでアパートを貸してもらえないこと

・車いすだからといってお店に入れないこと

合理的配慮の提供とは

障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になりすぎない範囲で対応をすることです。

【例】・車いすの方が乗り物に乗るときに手助けをすること

・聴覚障害のある方に、筆談や手話などを使って、コミュニケーションを取ること